

1 推進背景

□ 新型コロナウイルスによる国内企業の流動性危機の増大及び外国系資本の国内核心企業・技術引受の試みなどによる技術流出の憂慮も増加

○ 物的担保が不足な技術基盤のイノベーション企業に対する資金支援及び投資活性化が至急

□ 韓国知的財産貿易収支は持続的な赤字水準*、特許など産業財産権収益化の活動拡大を通じた全体的な知的財産貿易収支の改善が必要

*知的財産権（産業財産権＋著作権）貿易収支：（2017年）-16億9,000万ドル→（2018年）-6億1,000万ドル→（2019年）-8億ドル

産業財産権貿易収支：（2017年）-21億5,000万ドル→（2018年）-15億2,000万ドル→（2019年）-21億4,000万ドル

⇒ 知的財産を媒介に新規投資市場を形成し、個人と企業のイノベーションを誘導して韓国経済に「新しい活力」を提供する。

2 推進経過及び現況診断

□ 現政権発足後、政府は知財権を基盤に資金を融通する「知的財産金融活性化政策」を積極的に推進

*「動産金融の活性化推進戦略（2018年5月）」、「知的財産金融活性化総合対策（2018年12月）」、「イノベーション金融ビジョンの宣布式（2019年3月）」、「第2のベンチャーブーム拡散戦略（2019年3月）」など

□ 2019年に史上初の「知的財産金融1兆ウォン時代」の開幕、IP担保融資は前年比約5倍増加

*知的財産金融の全体規模：（2018年）7,632億ウォン → （2019年）1兆3,504億ウォンN（77%増加）

○ ただし、知的財産投資は未だ微弱なレベル、優秀IP保有企業の投資とともに、知的財産（IP）そのものに投資する市場の構築が必要

□ 韓国は、①年間22万件の特許出願（世界4位）と、②積極的なR&D投資*、③知的財産金融規模の急増勢など知的財産の投資に有利な環境を保有

*GDP 対比研究開発費 (OECD、2018 年) : 韓国 (1 位)、イスラエル (2 位)、スイス (3 位)

3 推進課題

ビジョン	知的財産金融投資活性化を通じた国家イノベーション成長の実現
目標	2020 年～2024 年、IP 金融投資規模を 1.3 兆ウォン規模に成長 ・ IP 投資規模 : (2019 年) 343 億ウォン → (2020 年～2024 年) 1.3 兆ウォン
課題	4 大戦略の 14 分野における推進課題

1 投資市場に良質の知的財産権を供給

① 投資価値のある有望 IP を選別して民間に提供

- 特許審査官の推薦又は政府支援事業を通じて投資有望特許の発掘
- 100 万国内登録特許のうち、投資有望特許を選別して民間に提供

② 大学・研究所などで収益性の高い特許を創出できる基盤を構築

- 収益化の観点から特許創出を支援し、特許品質経営の優秀機関を選定するなど、大学・研究所の特許経営を奨励
- 特許収益化のための法制度の改善*及び海外権利確保の支援を拡大
* 大学・研究所が国内外で出願・維持を放棄した特許を発明者に譲渡など

2 投資家性向に合う多様な知的財産投資商品の発売

① 多様な形態の民間知的財産投資商品を造成

- 政策資金 (マザーファンド) で IP そのものに投資する専用ファンドの組成
* (2020 年) 特許勘定 IP 専用ファンド 400 億ウォン、文化勘定コンテンツ IP ファンド 260 億ウォン
- 安定型/収益型など投資家性向別に多様な民間 IP 投資ファンドの組成
* (安定型) ロイヤルティ収入を基盤、(収益型) 将来の技術移転・訴訟期待収入を基盤

② 一般個人投資家が投資できる知的財産投資商品を発売

- クラウドファンディング*型知的財産投資商品の発売及び多様化
* 資金需要者がオンラインプラットフォームを通じて多数の大衆 (クラウド) から資金を集める方式
- 信託機関を通じた知的財産権の資産流動化*投資商品のモデル事業を推進
* 取引し難い資産を証券に転換した後に取引して現金を確保する方式

3 投資商品への資本流入を誘導

①知的財産投資家に有利な税制及び特許手数料体系を構築

- ベンチャー投資の税制優遇（所得控除 10%~100%）を知的財産投資にも適用
- 個人投資家・信託会社保有知的財産権の年次登録料を減免（50%~70%）

②知的財産担保・保証融資の活性化

- IP 担保融資の際の銀行負担を減らすために質権設定の手数料を改善

*質権設定手数料：（現在）1 件当たり 84,000 ウォン、（改善）オンライン 0 ウォン、書面 50%値下げ

- 一括担保制度の導入（動産、債券、知的財産権を一括で担保権設定が可能）
- AI 基盤評価システムを連携して迅速・低費用の IP 保証及びコンテンツ IP 保証などを導入

4 投資親和的インフラ及び底辺を構築

- ①IP 金融の全周期に渡る相談・支援のための知的財産金融センター（電話：1544-1056）を運営
- ②侵害訴訟損害賠償額の現実化など公正で正当な知的財産保護環境の構築
- ③金融人向け IP 教育など IP 金融専門人材の養成及び国際的な活動を強化

3 期待効果

- 知的財産金融規模：（2019 年）1.3 兆ウォン → （2024 年）6 兆ウォン台
- 知的財産権貿易収支：（2019 年）-8.0 億ドル → （2024 年）黒字に転換
- 2024 年までの 5 年間、19,800 の職場を創出

参考 2

知的財産金融投資商品の事例

▶ 標準特許プール実施料を活用した IP 流動化ファンド

- 特許権者が標準特許を特許管理専門会社（標準特許プール）に信託
 - 標準特許プールが実施企業を発掘し安定的なロイヤルティキャッシュフローの確保
 - IP ファンドが特許権者の代わりにロイヤルティを受領する条件で特許権者と投資契約を締結
 - IP ファンドの発売、民間投資家の募集
- *興国証券で上記モデルとして 114 億ウォン規模の IP 流動化ファンドを組成し販売完了（2019 年 4 月）



▶ 訴訟収益基盤の IP 投資商品

- 特許管理専門会社が中小企業保有の特許を購入（2015年）
 - 特許実査を通じて海外実施企業を分析した後に実施契約を要求
 - 実施契約拒絶企業を対象に IP 訴訟プロジェクトを企画、外部投資を誘致
 - 訴訟を勝訴、損害賠償金の確保
- *インテlectualディスカバリーが国内中小企業の特許を 3 億ウォンで購入して損害賠償金 750 ドルの評決を確保（2020年3月）

